

下野市 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金システム(低所得世帯支援給付金)
行政機関等の名称	下野市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部社会福祉課
個人情報ファイルの利用目的	令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金における審査、決定及び支給手続きのために利用する。
記録項目	1世帯番号、2世帯主基本コード、3連番、4氏名、5生年月日等、6性別、7続柄、8現住所、9電話番号、10口座番号等、11代理申請、12世帯判定区分、13均等割のみ区分、14支給区分、15手続区分、16給付額、17確認書発行日、18受付日、19不支給理由等、20世帯員一覧、21基本コード、22住民となった日・事由、23住民でなくなった日・事由、24被扶養・非課税証明書、25申告区分、26課税修正区分、27世帯主名、28遡り追加異動、29課税情報、30生活保護、31措置対象、32里親委託児童、33非課税世帯支給状況、34申立書判定結果、35支給日
記録範囲	令和5年6月1日において、市の住民基本台帳に記録されている者。
記録情報の収集方法	住民基本台帳の照会。税務情報の照会。生活保護受給情報の照会。他市区町村からの課税情報の提供。他市区町村との情報連携によって取得した課税情報。下野市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱を根拠とする本人の確認書・申請書の提出。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	他市町村自治体
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	下野市健康福祉部社会福祉課 〒329-0492 下野市笹原26番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
備考	対象者一覧表(データ及び紙)、返送された確認書・申請書
保有開始日	令和5年6月8日
廃止日	
最終更新日	
対象者数	50,000人以上100,000人未満